

鹿 沼 市
鹿沼産木材による
住宅・店舗等建築報奨金

申請の手引



受付窓口・問い合わせ先

鹿沼市役所 経済部 林政課 木のまち推進係

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

電話 0289-63-2186 FAX 0289-63-2189

e-mail : rinsei@city.kanuma.lg.jp

1 目的及び事業概要

鹿沼市では、市民への良質な鹿沼産木材、特に鹿沼産森林認証材の認知度アップを図り、利用促進につなげ、需要拡大と本市の林業・木材産業の活性化を図ることを目的として、自らが居住するために鹿沼産木材及び鹿沼産森林認証材を用いて新築する木造住宅又は 店舗・施設等を新築、改築、増築、改装（リフォーム）する方を対象に、予算の範囲内で**報奨金（商品券）**を支給するものです。

（１）支給対象者の要件

令和 7 年 4 月以降に木造住宅又は店舗・施設等を新築、改築、増築、改装（リフォーム）する方で、下記の要件についてすべてに該当する方

【市内木造住宅の場合】

- ① 自らが居住するため、本市内に住宅を新築、改築、増築又はリフォームし、建築又は所有すること
- ② 住民登録が、木造住宅建築の所在地にあること
（市外に居住している方でも、本市への住宅の建築であれば対象となります）
- ③ 住宅に居住する世帯員全員に、本市に収める地方税の滞納がないこと

【市内店舗・施設等の場合】

- ① 本市の区域内に店舗・施設等を新築、改築、増築又はリフォームし、所有又は管理すること
- ② 建物を所有又は管理する個人、法人が本市に収める地方税の滞納がないこと

【市外建築物の場合】

- ① 自らが居住するため、木造住宅を新築、改築、増築又はリフォームし所有すること
- ② 店舗・施設等を新築、改築、増築又はリフォームし、所有又は管理すること

（２）対象となる要件

【共通要件】

建築現場をPRの場として提供でき、アンケート等の依頼があった場合には協力できること

また、下記の要件についてすべてに該当するものが対象となります。

【市内木造住宅の場合】 ※増改築、リフォームについては 1 及び 5 に該当すること

- ① 申請者本人が所有するもの（別荘などのセカンドハウス、貸家は対象外）
- ② 玄関、台所、浴室及びトイレの全てを有し、独立して住居できる新築一戸建てのもの
- ③ 木造軸組工法により建築し、延床面積の 2 分の 1 以上が居住用であること
（販売するものが建築した木造住宅[建売]は対象外）
- ④ 使用する木材の 60 パーセント以上を鹿沼産木材等が占めること
- ⑤ 住宅の構造材、下地材、造作材、内装材及び家具に鹿沼産木材等を 5 立方メートル以上使用すること（増改築及びリフォームの場合は 2 立方メートル以上）

【市内店舗・施設等の場合】

- ① 申請者本人が所有又は管理するもの
- ② 鹿沼産木材等を5立方メートル以上使用すること
(増改築及びリフォームの場合は2立方メートル以上使用すること)

【市外木造住宅の場合】 ※増改築、リフォームについては1及び4に該当すること

- ① 申請者本人が所有するもの(別荘などのセカンドハウス、貸家は対象外)
- ② 玄関、台所、浴室及びトイレの全てを有し、独立して住居できる新築一戸建てのもの
- ③ 木造軸組工法により建築し、延床面積の2分の1以上が住居用であること
(販売するものが建築した木造住宅[建売]は対象外)
- ④ 住宅の構造材、下地材、造作材、内装材及び家具に鹿沼産木材等を5立方メートル以上使用すること

【市外店舗・施設等の場合】

- ① 申請者本人が所有又は管理するもの
- ② 鹿沼産木材等を5立方メートル以上使用すること

(3) 報奨金(商品券)の額と種類

報奨金の金額の算出は下記の区分のとおりです。

鹿沼産木材を使用した定額部分と鹿沼産森林認証材を使用した加算分の合計額となります。

対象	鹿沼産木材使用量	定額	加算分(認証材使用時)	計
市外建築物	5 m ³ 以上	10万円	なし	10万円
対象	鹿沼産木材使用量	定額	加算分(認証材使用時)	計
市内新築 住宅・店舗等	30 m ³ 以上	20万円	30万円	50万円
	25 m ³ 以上 30 m ³ 未満		25万円	45万円
	20 m ³ 以上 25 m ³ 未満		20万円	40万円
	15 m ³ 以上 20 m ³ 未満		15万円	35万円
	10 m ³ 以上 15 m ³ 未満		10万円	30万円
	5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	10万円	5万円	15万円
対象	鹿沼産木材使用量	定額	加算分(認証材使用時)	計
市内上記 以外	30 m ³ 以上	20万円	30万円	50万円
	25 m ³ 以上 30 m ³ 未満		25万円	45万円
	20 m ³ 以上 25 m ³ 未満		20万円	40万円
	15 m ³ 以上 20 m ³ 未満		15万円	35万円
	10 m ³ 以上 15 m ³ 未満		10万円	30万円
	5 m ³ 以上 10 m ³ 未満	10万円	5万円	15万円
	4 m ³ 以上 5 m ³ 未満	8万円	4万円	12万円
	3 m ³ 以上 4 m ³ 未満	6万円	3万円	9万円
	2 m ³ 以上 3 m ³ 未満	4万円	2万円	6万円

(4) 報奨金（商品券）種類

鹿沼商工会議所が発行する「鹿沼市共通商品券」

または栗野商工会が発行する「栗野商品券」を支給する。

- ・報奨金の額の2分の1は申請者の居住地区の商品券を支給する。
- ・支給額の残りの2分の1はどちらかの商品券を選択する。
- ・市外建築分については全額どちらかの商品券を選択する。

【用語の定義】

① 鹿沼産木材

市内に所在する森林から産出された木材であることを、栃木県木材業協同組合連合会及び栃木県森林組合連合会が管理する栃木県産出材証明制度により証明されたもの

② 鹿沼産森林認証材

一般社団法人緑の循環認証会議により森林認証を取得している森林から産出され、森林認証を取得している製材業者又は加工業者により製材又は加工され、森林認証制度に基づく証明がされたもの

③ 木造住宅

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木造である住宅

④ 木造軸組工法

柱、梁、桁、筋かい等を木造軸組の骨組で構築する工法

■ 工務店様、設計事務所様へのお願い

申請書類には、建築基準法関係書類や木拾い表（使用材木一覧表）が含まれますので、申請者の方と連携し、書類の作成・提供等についてご協力くださいますようお願いいたします。また、木拾い表の作成においては、木材納材業者との連携もお願いいたします。

なお、納材業者は、納入材が鹿沼産木材（鹿沼で産出された木材）であることを栃木県木材業協同組合連合会及び栃木県森林組合連合会が管理する栃木県産材証明制度により証明できる方、鹿沼産森林認証であることについては、森林認証制度に基づき証明できる方である必要がありますので、ご確認をお願いいたします。

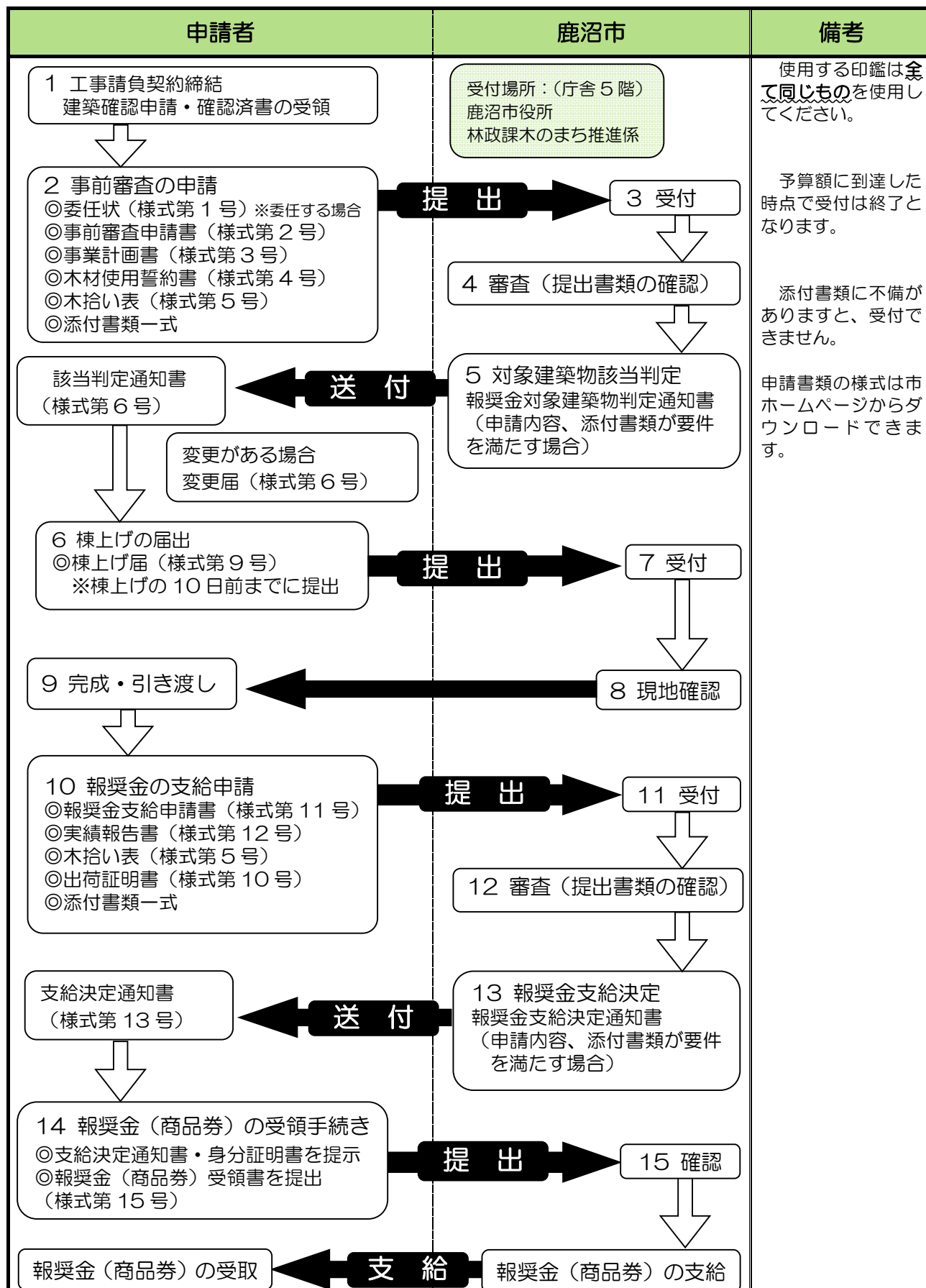
※工事施工内容等の確認のため、施工者の方に直接連絡させていただく場合があります。

■ 木材納材業者様へのお願い

工務店や設計事務所と連携し、木拾い表の作成にご配慮くださいますようお願いいたします。また、鹿沼産出材証明書、森林認証を取得している方については、森林認証制度に基づく証明書を提出していただきますので、準備等についてご配慮をお願いいたします。

※納入材等の確認のため、納材業者の方に直接連絡させていただく場合があります。

2 鹿沼産木材住宅・店舗等建築報奨金の申請フローチャート



(1) 事前審査申請

工事契約請負契約を締結し、確認申請・確認済書を受領後に、次の申請書類を住宅等の建設に着工する前までに受付窓口へ提出してください。

■ 事前申請に必要な書類・部数

提 出 書 類	部数	備 考
1 委任状（様式第 1 号）	1 部	申請者が作成
2 事前審査申請書（様式第 2 号）	1 部	申請者が作成
3 事業計画書（様式第 3 号）	1 部	申請者が作成
4 木材使用誓約書（様式第 4 号）	1 部	申請者が作成
5 木拾い表（計画）（様式第 5 号）	1 部	施工者等専門の方が作成
6 建築確認申請書の写し（第一面から第五面）	1 部	既存書類のコピー
7 建築確認済書の写し	1 部	
8 案内図・配置図・各階平面図	1 部	
9 住宅等の工事請負契約書の写し	1 部	
※都市計画区域外に建築する場合は上記のほか、建築場所、構造、延床面積等が確認できる書類が必要となります。		

① 委任状（様式第1号）

報奨金の申請等手続きを本人以外の代理人が行う場合は、申請者が委任状に記名及び押印し、受任者の住所及び氏名を記載する。

※委任者及び申請者の身分証明書

自動車運転免許証、マイナンバーカード等の本人の顔写真が添付された官公庁発行の証明証等のうち1種類、または、健康保険証（有効期間内のものに限る）、資格確認書、介護保険の被保険者証、年金手帳等の本人の顔写真が添付されていない証明書等のうち2種類を確認させていただきますのでご提示をお願いします。

② 事前審査申請書（様式第2号）

(1) 申請日

実際に申請する日を記入してください。

(2) 住所、氏名、電話番号

申請者(建築主)の現在の住所、氏名、電話番号等を記入してください。

共有名義で取得する場合は、共有者の連名で申請してください。

③ 事業計画書（様式第3号）

①建築場所	建築確認済証に記載されている建築場所、構造、延べ面積を転記してください。
②構造・延べ面積	
③使用木材総材積 A	木拾い表（計画）に記載されている使用木材材積の合計 A
④A のうち鹿沼産木材積 B	
⑤A のうち鹿沼産森林認証材積 C	

⑥鹿沼産木材等の使用割合	鹿沼産木材等の使用割合（基準：(B+C)／A=60.0%以上）
⑦土台着手予定日 ⑧上棟予定日 ⑨事業完了予定日 ⑩入居予定日（使用開始予定日）	それぞれの予定日を記入してください。 なお、 事業完了予定日は、造作材の施工完了の予定日 となります。
⑪施工者	施工者の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、担当者名を記載してください。（施行者のゴム印押印等でも可）
【納材業者】 ⑫原木納入業者（予定） ⑬製材業者（予定） ⑭加工業者（予定）	使用する木材の原木納入業者、製材業者、加工業者の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、担当者名を記載してください。（施行者のゴム印の押印等でも可）
※1 栃木県産出材の証明が可能な登録業者であることが必要となります。 ※2 使用木材総材積に家具を含める場合は⑭まで記載してください。 ※3 鹿沼産森林認証材を使用する場合は、 ⑫～⑬の業者全てが森林認証制度に基づく認証を受けた登録業者であることが必要となります。（家具を含める場合は⑭加工業者も必要となります。）	

④ 木材使用誓約書（様式第 4 号）

- ・日付は**申請日と同じ日**にしてください。
- ・共有名義の場合は、**連名で氏名を記入、押印**してください。
※住宅の場合、住宅が完成し引渡しを受けた後は、速やかに住所を移し入居していただいた上で申請をお願いします。

⑤ 木拾い表（計画）（様式第 5 号）

- ・**全ての使用木材（構造材、下地材、造作材）に関する木拾い表を作成**してください。
- ・施工者等に作成していただき、施工者等の押印（社印〔角印〕可）をお願いします。
- ・「木拾い表（計画・実績）」は、「**木拾い表（計画→実績）**」としてください。

樹種の種類

無垢材：スギ、ヒノキ、アカマツ、ベイマツ、ベイツガ等

集成材：スギ集成、RW（レッドウッド）集成等

合 板：針葉樹・広葉樹 などわかる範囲で記載してください。

- ・下地材及び体力面材として使用する「合板・木質ボード」は外装材（壁・屋根）、内装材（床・壁）を問わず**すべて記載**してください。ただし、非木質系の下地材、耐力面材は含めず記載してください。
- ・造作材（床、壁、天井、内法材、枠材、建具材、階段など）として使用する、既製の「新建材及び非木質系の仕上げ材」は「使用木材」には含めず記載してください。
また、「無垢材、集成材等」を改めて加工し、造作材として使用する場合は含めることができます。材積は、長さ×厚さ×幅（材背）を乗じて算出し、**小数点以下第 4 位（小数点以下第 5 位切捨て）**としてください。
- ・鹿沼産木材等使用割合は、**小数点以下第 1 位**としてください。

(小数点以下第2位を切捨て)

・鹿沼産木材の生産業者名は、施工者に納材した業者名ではなく、鹿沼産木材の製材など生産・加工した業者名(〇〇製材所)及びその業者の県産出材証明制度の登録番号を記入してください。

・鹿沼産森林認証材の生産業者名は、上記と同様に鹿沼産森林認証材の製材など生産・加工した業者名及び森林認証制度に基づく認証番号を記載してください。

欄が足りない場合は、エクセルファイルを加工して行を増やしていただくか、別紙に作成してください。(使用量欄等には計算式が入っていますので、ご注意ください。)

・下地材・造作材の記載については、下地材・造作材の別に家全体としてかかった合板・板類など部材毎に記載ください。ただし、同じ部材で規格が異なる場合には欄を別にして記載ください。

・下地材・造作材の部材欄については、名称を書きかえても差し支えありません。

⑥ 建築確認申請書の写し

建築確認申請書控え(第一面から第五面まで)のコピーを添付してください。

※改装(リフォーム)の際、建築基準法第6条「4号建築物」に該当する場合、提出は不要です。

○建築場所が都市計画区域外であって、建築確認が不要である場合、

⑥～⑧の代わりに、次の書類を添付してください。

- ・案内図、配置図、各階平面図(A3版)
- ・建築基準法に基づく建築工事着工届出の控えのコピー
- ・その他、建築場所、構造、延べ面積等を確認できる書類

⑦ 建築確認済書の写し

建築確認済証のコピーを添付してください。

※上記⑥同様、改装(リフォーム)の際建築基準法第6条「4号建築物」に該当する場合、提出は不要です。

⑧ 案内図・配置図・各階平面図

建築確認申請時に添付したものと同一ものを、A3版に縮小して添付してください。

⑨ 住宅等の工事請負契約書の写し

・建築住宅等の工事請負契約書のコピーを添付してください。

・工事名、工事場所(建築場所)、工期、完成日、検査・引渡しの時期、契約日、請負金額、注文者住所氏名、請負者住所氏名が確認できる部分のコピーを添付してください。

(2) 報奨金対象建築物該当判定の決定

事前審査申請書類を受付後、その内容を審査します。

審査の結果、市が報奨金対象建築物に該当すると決定したときは、報奨金対象建築物該当判定通知書（様式第 6 号）を送付します。

※該当判定通知書については、以後の報奨金支給の申請が行われた場合に、支給決定に係る審査の簡素化、合理化等を図るためのものであり、報奨金の支給を決定し、約束するものではありませんのでご注意ください。

（３）対象建築物変更届 （変更がある場合）

対象となる建築物の要件の変更、または延べ面積に変更があった場合は、次の書類を受付窓口へ提出してください。

■ 変更届に必要な書類

提 出 書 類	部数	備 考
1 対象建築物変更届（様式第 8 号）	1 部	申請者が作成
2 事業計画書（様式第 3 号）	1 部	申請者が作成
3 木拾い表（計画）（様式第 5 号）	1 部	施工者等専門の方が作成
4 建築確認申請書の写し（第一面から第五面）	1 部	変更後の既存書類のコピー
5 建築確認済書の写し	1 部	
6 案内図・配置図・各階平面図	1 部	
7 住宅等の工事請負契約書の写し	1 部	
※都市計画区域外に建築する場合は上記の 6 のほか、建築場所、構造、延床面積等が確認できる書類が必要となります。		

（４）棟上げの届出

棟上げ届（様式第 9 号）

日付は上棟日（予定日）より 10 日以上前とし、上棟日の 10 日前までに提出してください。事前申請時より、使用木材総材量に変更がある場合には、変更数量を記入した木拾い表（様式第 5 号）を添付してください。

※使用木材の把握、確認等のために現地調査を行いますので、申請者及び建築業者の方のご協力をお願いします。また、現地調査が終了するまでは、構造材を壁材などで被覆しないようにしてください。

（５）報奨金の支給申請

対象建築物が完成し、引渡しの日から 90 日以内に次の申請書類を受付窓口へ提出してください。対象建築物が複数人で共有される場合は、代表者を選任して申請してください。

■ 報奨金の給申請に必要な書類

提出書類	部数	備考
1 報奨金支給申請書（様式第 11 号）	1 部	申請者が作成

2	実績報告書（様式第 12 号）	1 部	申請者が作成
3	木拾い表（実績）（様式第 5 号）	1 部	施工者等専門の方が作成
4	鹿沼産木材等の出荷証明書（様式第 10 号）	1 部	施工者等専門の方が作成
5	棟上げ後の写真	1 部	申請者又は施工業者の方
6	建築物の全景及び家具の設置状況がわかる写真	1 部	申請者又は施工業者の方
7	住民票の写し（居住する全ての人）	1 部	申請者の方 （該当するものを提出）
	商業・法人登記を証する書類（法人の場合）		
	事業に利用されていることを証する書類及び 住民票の写し（個人事業者の場合）		
	規約等の団体等の存在・運営を証する書類 （その他の団体等の場合）		
8	登記事項証明書	1 部	申請者の方 （登記状況によって、ど ちらかを提出）
	対象建築物の所有、又は管理する者であることが 証明できる書類	1 部	
9	その他市長が必要と認める書類	1 部	

① 報奨金支給申請書（様式第 11 号）

- ・申請者(建築主)の**新住所**、氏名、電話番号等を記入してください。
- ・共有名義で取得する場合は、**代表者を 1 人選任**して申請してください。
- ・報奨金の総額を記載し、商品券の支給内訳を記載してください。
※支給額の 2 分の 1 は、対象建築物の所在地区の商品券となり、残り 2 分の 1 は、
鹿沼地区か栗野地区の商品券を選択してください。
※市外建築物の場合は、全額どちらかの商品券をお選びいただけます。

② 実績報告書（様式第 12 号）

木拾い表（実績）を基に確定した、使用材積数量等を記載してください。

③ 木拾い表（実績）（様式第 5 号）

すべての使用木材（構造材、下地材、造作材）に関する木拾い表（実績）を作成してください。施工者等に作成していただき、施工者等の押印（社印〔角印〕可）をお願いします。

「木拾い表（計画・実績）」は、「木拾い表（計画→実績）」としてください。

④ 鹿沼産木材等の出荷証明書（様式第 10 号）

使用された鹿沼産木材等の出荷証明書

（添付書類）

- ・原木丸太の納品（購入）伝票の写し
- ・森林認証材を使用した場合は、上記の他に**森林管理認証書及び認証物取扱認定事業体の認証書の写し**

⑤ 棟上げ後の写真

棟上げ届以降に使用された鹿沼産木材等を確認することができるカラー写真

⑥ 建築物の全景及び家具の設置状況がわかる写真

・建築物全体の外観がわかる写真及び木拾い表の造作材・下地材にある部位毎の鹿沼産木材等の使用状況がわかるカラー写真。

・壁、屋根、床、天井、内法材 等 構造材以外の造作材・下地材についての写真
(※構造材については、現地確認で検査済となりますので、それ以外の写真)

・デジタルカメラで撮影し、A4 用紙に写真を 3～4 枚程度配置してください。

・フィルムカメラで撮影したものは工事写真帳やアルバム等に入れてください。

・アルバム等が無い場合は、A4 用紙に 3～4 枚程度貼ってください。

・写真には、どの部位かわかるように説明を記載してください。

⑦ 【住宅の場合】

対象建築物に居住する全ての者が記載された、住民票の写し
(続柄・本籍等は省略可、写しの原本を提出してください。)

【店舗・施設等の場合】

・法人に係る商業・法人登記を証する書類(法人の場合)

・対象建築物が事業に利用されていることを証する書類及び住民票の写し
(個人事業主の場合)

・規約等の団体の存在・運営を証する書類(その他の団体等の場合)

⑧ 【対象建築物が登記されている場合】

登記事項証明書

【対象建築物が登記されていない場合】

報奨金の支給者が当該対象建築物の所有、又は管理する者であることを証する書類

⑨ その他市長が必要と認める書類

必要があると認められる場合は提出をお願いします。

(6) 報奨金(商品券)の支給決定

支給申請書類を受付後、その内容を審査します。審査の結果、市が支給決定したときは、報奨金支給決定通知書(様式第 13 号)を送付します。支給決定により支給される商品券のうち、支給額の 2 分の 1 は申請者の居住地区により決定します。

・旧鹿沼地区に居住する方

⇒鹿沼商工会議所の発行する鹿沼市共通商品券

・旧栗野地区に居住する方

⇒栗野商工会の発行する栗野商品券

支給額の残り 2 分の 1 はどちらかの商品券を選んでいただきます。

・市外建築物申請の方

⇒全額どちらかの商品券をお選びいただけます。

(7) 報奨金（商品券）の受け取り

報奨金支給決定通知書が届いたら、**事前に受領予定日時をご連絡の上**、鹿沼市林政課（市庁舎5階3番）窓口で、商品券を受け取ってください。

その際、下記の書類をお持ちください。

- ・送付された報奨金支給決定通知書（様式第13号）
- ・報奨金（商品券）受領書（様式第15号）（必要事項の記載及び押印があるもの）
- ・委任状 報奨金（商品券）受領書（様式第15号）の下部

※支給決定者以外の方が商品券を受け取る場合は、支給決定者が記載したものを持参。

- ・身分証明書

自動車運転免許証、マイナンバーカード等の本人の顔写真が添付された官公庁発行の証明証等のうち1種類、または、健康保険証（有効期間内のものに限る）、資格確認書、介護保険の被保険者証、年金手帳等の本人の顔写真が添付されていない証明書等のうち2種類を確認させていただきますのでご提示をお願いします。

【商品券引渡しの手順】

- ① 窓口にて報奨金支給決定通知書（原本）及び身分証明書を提示
- ② 必要事項を記入した報奨金（商品券）受領書を提出
- ③ 内容を確認後、商品券を支給

※商品券の引換えを支給決定者以外の方が行う場合、**委任状（報奨金（商品券）受領書の下部）を支給決定者が記入してください。**
委任状の記入がない場合、支給決定者以外の方が商品券を受け取ることはできません。

3 その他注意すべき事項

(1) 報奨金の申請手続等の代行について

報奨金申請代理人として、申請の手続を施工業者等が代行する場合がありますが、申請者は申請手続等を代行者に任せきりにせず、申請者は**報奨金の提出書類の写しを取るなど、その内容を把握しておく**ようにしましょう。

また、代行者は提出書類の写しを取り、ご自身で控えておくことはもちろん、申請者へ控えを渡すようにお願いします。

なお、報奨金の申請等手続きを代理人が行う際は、委任状（様式第1号）の報奨金申請代理人欄に記名が必要となります。

(2) 事前確認について

支給申請書等を作成する場合は、必ずこの手引書を参照してください。

4 金融機関との連携について

鹿沼市森林認証協議会が市内の金融機関と提携し、鹿沼産森林認証材を一定量以上使用した木造住宅を建築された方の住宅ローンの金利を優遇する制度を実施しています。

【提携金融機関】 鹿沼相互信用金庫

【優 遇 内 容】 住宅ローン金利（固定ローン）を0.1%優遇

【条 件】 鹿沼産森林認証材を8立方メートル以上使用すること
鹿沼市森林認証協議会が発行する「鹿沼材使用住宅証明書」の提出

5 県の支援制度について

本制度は、栃木県で実施している「とちぎ材の家づくり支援事業」制度との併用が可能です。県制度の詳しい応募条件等については以下までお問い合わせください。

- 栃木県 環境森林部 林業木材産業課 ☎028-623-3277
- 栃木県木材業協同組合連合会 ☎028-652-3687